

Ⅱ. 都市づくりの方針

1 土地利用の方針

(1) 土地利用に関する基本方針

1) 優れた自然環境の保全と適切な活用

- ・ 絶景を誇る東尋坊に代表される海岸線、緑豊かな山々を源流とする竹田川などの河川、これらの流域に広がる優良な農地などの優れた自然環境の保全と適切な活用を図ります。

2) 都市的土地利用と自然的土地利用の明確化

- ・ 営農環境と田園風景の保全を図り、既存市街地への都市機能、都市的土地利用の集約化を進め、都市的土地利用と自然的土地利用との調整を図ります。

3) 関係部局との連携による総合的な規制誘導

- ・ 望ましい土地利用の実現に向けて、規制誘導の実効性を高めるため、都市計画部局、農林漁業部局など関係部局が連携して開発等に関する情報の共有化、土地利用の調整に取り組む体制を確立します。

4) 市民と行政がともに育む土地利用

- ・ 秩序ある土地利用の実現には、土地所有者等、関係権利者一人ひとりの適切な土地利用が不可欠であることから、市民のまちづくり意識の醸成、主体的なまちづくり活動への積極的な支援に取り組みます。

5) 街なか居住人口の維持に向けた市街地の居住環境の充実

- ・ これまでに整備された都市施設を有効活用し、効率よく暮らしやすい都市づくりを進めるため、今後増加が見込まれる空家や遊休地^(※)、低未利用地の活用促進、既存の市街地への居住や都市機能の緩やかな誘導により、高齢社会にも対応できる人にやさしい居住環境の充実を図ります。

6) 歩いていける身近な生活拠点づくり

- ・ すべての人が暮らしやすいまちづくりに向けて、徒歩や自転車、公共交通により都市機能にアクセスすることができ、なるべく車に頼らずに日常生活が送れるように生活拠点の適切な配置、誘導を進めます。

7) 特性を活かした多様な定住受け入れの場の確保

- ・ 人口減少社会においても今後とも都市活力を維持するため、若者、子育て世代、シニア世代とライフステージや志向によって異なる居住ニーズに対応し、都市機能が充実している市街地、のどかな田園、潮風が感じられる臨海部など、それぞれの地域の環境特性と調和した多様な居住環境が供給されるように条件整備を進めます。

(2) 主要な用途の配置の方針

《住居系地域》

- ・住居系地域は、現に住宅が集積している地域や公共交通機関が利用しやすいなど、生活の利便性が高い地域に配置します。
- ・住居専用地域は、良好な居住環境を守るため住宅に特化した地域に配置します。ただし、商業地域や工業地域及び工業専用地域に接しては配置しないものとします。
- ・その他の複合的な住居系地域は、商業系地域や工業系地域に接する地域や幹線道路沿線等で主たる用途が住宅の地域に配置します。

《商業系地域》

- ・商業系地域は、現に商業や業務の施設が集積している地域や主要な鉄道駅等の交通結節点の周辺等に配置します。
- ・商業地域は、現に商業・業務施設が一定の集積を形成しており、商業や業務の利便の増進を図る地域に配置します。
- ・近隣商業地域は、日用品や住民の日常的なサービスを提供する店舗が集中して立地する地域や幹線道路沿線に配置します。

《工業系地域》

- ・工業系地域は、現に工場等の工業の施設が集積している地域や福井港本港地区の近辺で生産活動に適した地域に配置します。
- ・工業専用地域は、専ら工業の利便の増進を図る地域に配置します。
- ・工業地域は、職住近接を図る工業地や既に住宅等が混在している工業地に配置します。
- ・準工業地域は、主に軽工業など環境悪化の恐れのない工業の利便を図るべき地域に配置します。

(3) 土地利用の整備・誘導方針

1) 将来の市街地規模（住居系市街地拡大の必要性）

【将来市街地規模（住居系）の考え方】

- ・土地利用の基本方針に基づき、今後の世帯分離等に伴う宅地需要は、用途地域内に残存する農地の計画的な宅地化により対応することを基本とし、現在の用途地域の規模を維持します。
- ・ここでは、将来の世帯数フレームから、今後増加する世帯数を算出し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を実施するなど、県内で最も街なか居住を推進している福井市の実態を参考に、市街地内へと受け入れる世帯数を設定しています。また、これまでの開発行為^(※)等に対する指導の実績を参考に世帯あたりの宅地規模を設定することにより、必要となる宅地需要を算出し、用途地域内に残存する農地の規模と比較することにより、住居系市街地の過不足の検討を行いました。

【用途地域内の居住可能地の過不足】

市街地名	用途地域内の 居住可能地面積 (ha) [A]	今後必要な住居系 市街地の規模 (ha) [B]	市街地内の居住可能地 の過不足 (ha) [A - B]
三国市街地	23.2	-11.7	34.9
丸岡市街地	25.1	-0.6	25.7
春江市街地	10.7	2.6	8.1
坂井市街地	15.3	-2.1	17.4
坂井市	74.4	-11.8	86.1

- ・坂井市全体で見ると、用途地域内に今後の増加世帯を受け入れるために十分な居住可能地が残されています。
- ・4町別にみても、全ての市街地で拡大の必要性は認められない結果となっています。

2) 地域の特性や課題に応じた土地利用の管理の方針

- ・坂井市は、歴史的街なみの残る旧市街地や、近年都市的土地利用が進展した新しい市街地、今後とも都市的開発の進行する可能性のある幹線道路の沿道、広大な坂井平野の優良農地などの多様な地域から構成されています。
- ・このため、用途地域や特別用途地区^(※)、特定用途制限地域などによる規制・誘導をはじめ、歴史的街なみの保全、空地や空家の有効活用、用途地域隣接部などの開発済の住宅地における土地利用の持続性の確保など、それぞれの地域の特性や課題に対応した土地利用の適正な管理に努めます。

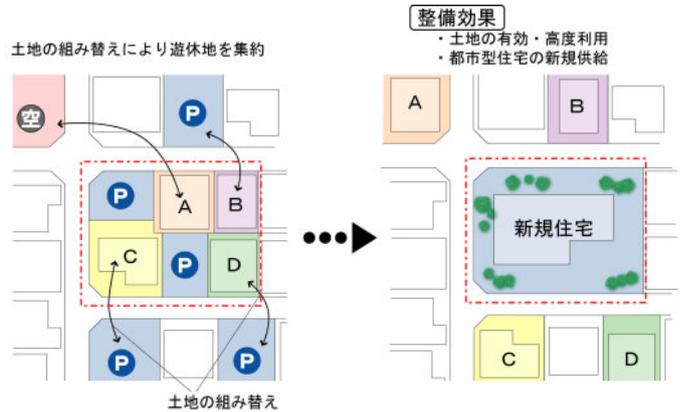
3) 市街地の整備・誘導方針

【拠点市街地ゾーン】

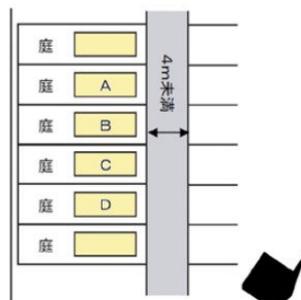
●木造住宅等が密集した地区の居住環境の改善

- 木造住宅等が密集した地区では、空家や空地を活用した土地の交換や遊休地の集約化により、オープンスペースを創出して防災性を高めつつ、土地活用しやすい街区への再編成を進めます。

- 民間の共同住宅の建設や戸建住宅の建て替えにあわせて、4m未満の狭あいな道路の拡幅整備を行い居住環境の改善を推進します。



建築物の配置の誘導による遊休地の有効活用のイメージ



共同での建て替えに併せて、道路の部分的な拡幅整備、駐車場の確保などを行う

共同建て替えによる居住環境の改善のイメージ



建て替え時にセットバックすることにより、①の部分の部分的な拡幅整備を行う

狭あい道路の解消のイメージ

●歴史的街なみの維持・散策環境の整備

- 寺社及び伝統的な家屋が残る歴史的地区は、住宅等の民間建築物の修景に対して費用の一部を助成するなど統一感のある歴史的街なみを整えていきます。
- 道路舗装のグレードアップや案内サインの設置、休憩スペースの整備を進め、散策しやすい環境を整えていきます。



舗装のグレードアップのイメージ



エアコンの室外機の修景事例

●多様な住まい方が選択できる質の高い住宅供給の促進

- ・既に整備済みの各種都市機能を活用することで、人口減少・超高齢社会に対応した歩いて暮らせる居住環境を効率的に整えることができる市街地内において、多様化する住宅ニーズに適切に対応する住宅の供給を促進します。
- ・一定の品質が確保された共同住宅の建設に対する助成、土地所有者による建設、持家の所有者による耐震化やバリアフリー性を高めるリフォームへの補助、行政による一括借り上げ方式、家賃補助など、行政と民間が協働し、住宅ストックの質を高めるための効果的な施策を検討します。

●地域の特性、土地利用動向を踏まえたきめ細かな土地利用誘導

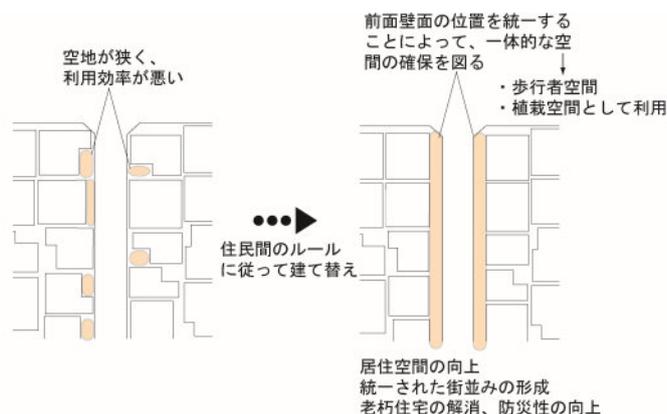
- ・工業系の用途地域でありながら、住居などの工業以外の土地利用が進んでいる地域では、今後の土地利用の動向、地域内や周辺の土地利用状況及び都市基盤の整備状況を勘案して、住居や商業等の他の用途への転換を検討します。
- ・地場産業と居住環境の調和を目的として指定されている特別用途地区の区域は、土地利用の動向を踏まえ、複合的な土地利用の維持もしくは転換を検討します。
- ・新市街地や良好な環境が形成されている市街地では、地区計画^(※)の積極的な活用を図り、魅力ある市街地環境を形成します。

●関係機関との連携による空家等対策の推進

- ・良質で安全な住まいづくりや地域と連携したまちづくりの推進、市民に対する情報提供や意識啓発など、空家化の予防に向けた取り組みを進めます。
- ・空家情報バンク^(※)の充実、空家等の利活用に関する制度等の情報提供など、空家の利活用を促進する取り組みを進めます。
- ・空家等の所有者に対する指導、特定空家等^(※)の所有者に対する法による措置など、管理不全な空家等の解消を目的とする取り組みを進めます。

●市民が主体となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み

- ・地区計画や任意のまちづくり計画の策定など、土地所有者等の関係権利者が主体的に取り組む身近な地域のまちづくり活動を支援します。
- ・市民による主体的な取り組みが活発化するように、技術的・財政的支援の仕組みやまちづくりの顕彰制度などの意識啓発事業を創設・実施します。



4) 用途地域外の土地利用の誘導方針

【海洋交流ゾーン、森林共生ゾーン】

●特に良好な自然環境の保全と活用

- ・山地や里山、海岸線等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源の涵養及び水害や土砂災害の防止等のために開発を抑制し、適切な保全とまちづくりへの活用を図ります。

【田園環境保全ゾーン】

●農用地^(※)の保全

- ・集团的に存在する農地や土地改良事業等が施行された農地は、優良な農業の生産基盤であり、農地が有する保水機能の維持、生物多様性の確保及び田園風景の維持を図るため、また、本市の農産物の付加価値を高めるため、関係部局が連携して農用地の位置づけを今後とも保持します。

●農振白地地域^(※)の開発の抑制、適正な管理

- ・農業振興地域の白地地域は、農業側および都市側の土地利用規制がともに緩く、土地利用が不安定な地域であるため、これまで以上に関係部局の連携を強化し、都市的土地利用との調整に取り組みます。
- ・農振白地地域の農地は、既存市街地への都市機能、都市的土地利用の集約化を進める観点や、営農環境と田園景観を保全する観点、非効率で後追的な公共投資を防止する観点から、土地利用の混在を防止するための規制・誘導方策を検討します。

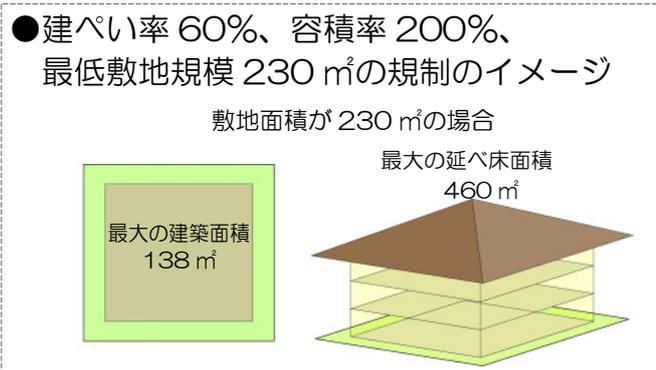
(1) 開発基準の設定

- ・現在の建ぺい率、容積率を保持しつつ、最低敷地規模を設定することにより、拡散的で狭小な宅地開発を抑制し、市街地外の田園的環境と調和したゆとりある居住環境を誘導することが可能です。

《建築形態規制^(※)等の指定案》

⇒建ぺい率：60%、容積率：200%（農村集落地の建築形態規制と同水準）

⇒最低敷地規模：230㎡（坂井町の開発行為等に関する指導基準）



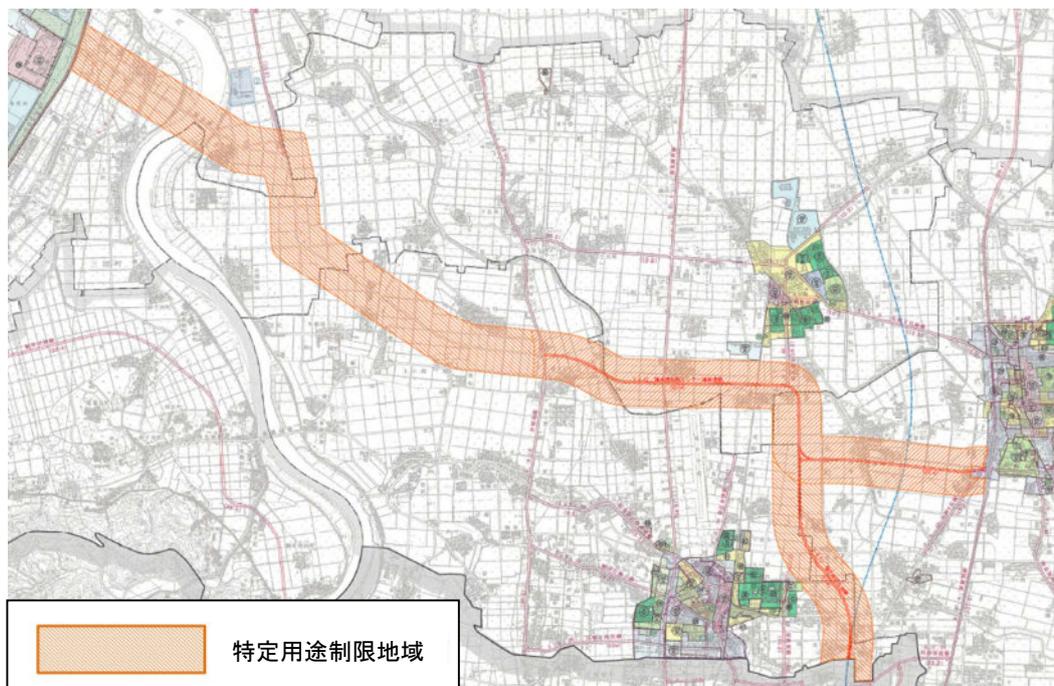
(2) 開発地の集約化

- ・非効率で後追いの公共投資を避けつつ、生活環境と営農環境の調和、まとまりとメリハリのある土地利用を実現するため、公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺や、既存の集落や団地開発に隣接する区域に開発行為を集約する必要があります。
- ・より身近な自治会レベルで、地域住民が自らの地域の将来像、大まかな土地利用ゾーニングを主体的に検討し、ルール化することにより、実効性が高まります。
- ・市民の皆さんが主体となって田園環境と居住環境を調整する土地利用のルールを導入するなど、これ以上の農地の開発を規制し開発地を集約するとともに、既存の開発地を有効利用し、持続可能性が高く、安心して生活できる環境づくりを進めます。

(3) 特定用途制限地域

- ・「特定用途制限地域」は、地域の環境特性にそぐわない特定の用途の建築物の立地を制限することにより、良好な環境の保持を図るものです。
- ・坂井市では、平成 26 年（2014 年）に幹線道路沿線の土地利用を適正に規制・誘導することを目的として 972ha を指定しています。

指定範囲	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
福井港丸岡インター連絡道路、（一）福井森田丸岡線及び（主）三国春江線の一部の中心線から両側 300mの範囲	危険物を製造する工場、風俗営業を営む施設、畜舎、特定規模（3,000㎡）を超える集客施設



- ・今後とも、市街地周辺等の農振白地地域で周辺の居住環境の保全を図るべき地域、幹線道路沿道などの無秩序な開発が進行する恐れがある地域などについて指定を検討していきます。

(4) 地区計画

- ・「地区計画」は、それぞれの地区の特性に応じて、住民などの意見を反映しながら街なみなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。



●既存工業地の環境の維持

- ・市街地外で工業適地として既に企業の立地している区域は、今後とも周辺環境と調和した良好な工業地の維持を図ります。市街地内の工業地への立地が困難な工場などは、これらの既存工業地の周辺への立地誘導を図り、まとまりのある土地利用、周辺の営農条件との調和を図ります。

●周辺環境と調和した公有地の活用

- ・各種の事業用地等、これまでのまちづくりの経緯で公有地となっている土地は、取得の経緯や今後の事業の可能性と効果、周辺土地利用等を踏まえ、速やかに活用もしくは払い戻しを行います。

土地利用方針図（都市全体）

海洋交流ゾーン

- ・青い日本海や越前加賀海岸国定公園に含まれる東尋坊や雄島などの美しい海岸風景の保全に努めるとともに、観光との連携による体験型観光の場として、また、自然・歴史・文化を包含した広域観光の場として、個性ある地域づくりに努めます。

- ・市街地を取囲むように広がる田園地帯を田園環境保全ゾーンに位置づけ、農地の無秩序・拡散的な宅地化を抑制し、営農環境と調和のとれた田園地域にふさわしいゆとりのある土地利用の形成に努めます。
- ・観光との連携による観光型・体験型農業の場としての活用を努めます。
- ・農村集落地は、良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図ります。
- ・新興住宅地等の都市的な土地利用が既に展開されている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図ります。
- ・今後は、後追いの公共投資を避けつつ、生活環境と営農環境の調和、まとまりとメリハリのある土地利用を実現するため、公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺や、既存市街地や団地開発に隣接する区域に開発行為を集約していきます。
- ・農振白地地域については、土地利用の整序化を図るための規制・誘導方策を検討し、都市的土地利用との調整に取り組みます。

田園環境保全ゾーン

森林共生ゾーン

拠点市街地ゾーン

- ・拠点市街地ゾーンは、それぞれの特性に応じて拠点性を高めるとともに、相互に連携・補完することにより、本市全体の都市サービスを支えます。
- ・市街地の規模は、現在の用途地域を基本とし、市街地内部の居住・産業環境の改善により、土地の利用度を高めます。

- ・緑豊かな本市をイメージづける骨格的な緑地として、水資源の涵養をはじめとした多面的な機能を有する森林環境の保全を図りながら、レクリエーションや環境学習、健康づくりのフィールドとして活用します。

2

交通ネットワークの方針

(1) 交通ネットワーク整備の基本方針

1) 市街地や各拠点を結び持続的な発展を支える道路ネットワークの確立

- ・本市は、東西に長く広がる市域を有し、市街地や都市拠点が点在していることから、これらの個性的な市街地及び都市拠点が連携して相乗効果が生まれるように、都市全体の道路ネットワークを確立します。
- ・国土幹線が縦貫する南北方向の交通の充実を図るとともに、東部の九頭竜川上流方面から西部の海岸部までをスムーズに結ぶ東西の連携軸を確立します。
- ・特に、物流や交流の拠点である福井港と丸岡 I C を結ぶ東西軸の確立に力を注ぎ、輸送・移動の効率化、産業や観光の振興を図ります。

2) 人と環境に優しく、誰もが利用しやすい交通環境の整備

- ・公共交通は、移動制約者^(※)の円滑な移動手段の確保のみならず、地球温暖化などの環境問題への対応、沿線地域の定住人口や来訪者の増加による活性化などに寄与し、人と環境にやさしい社会の実現に大きく貢献するものです。
- ・本市では、公共交通の利用を通じて、高齢者の外出支援による健康増進・生きがいづくり、自動車交通量の抑制と交通事故の防止、中心市街地や観光地の活性化、CO₂排出量の抑制による地球温暖化防止、児童・生徒の登下校の利便性・安全性の確保が図られるよう、総合的な視野で人と環境にやさしく、利用しやすい公共交通環境を整備します。
- ・また、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、自動車への依存を低減させることによって、道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図ります。

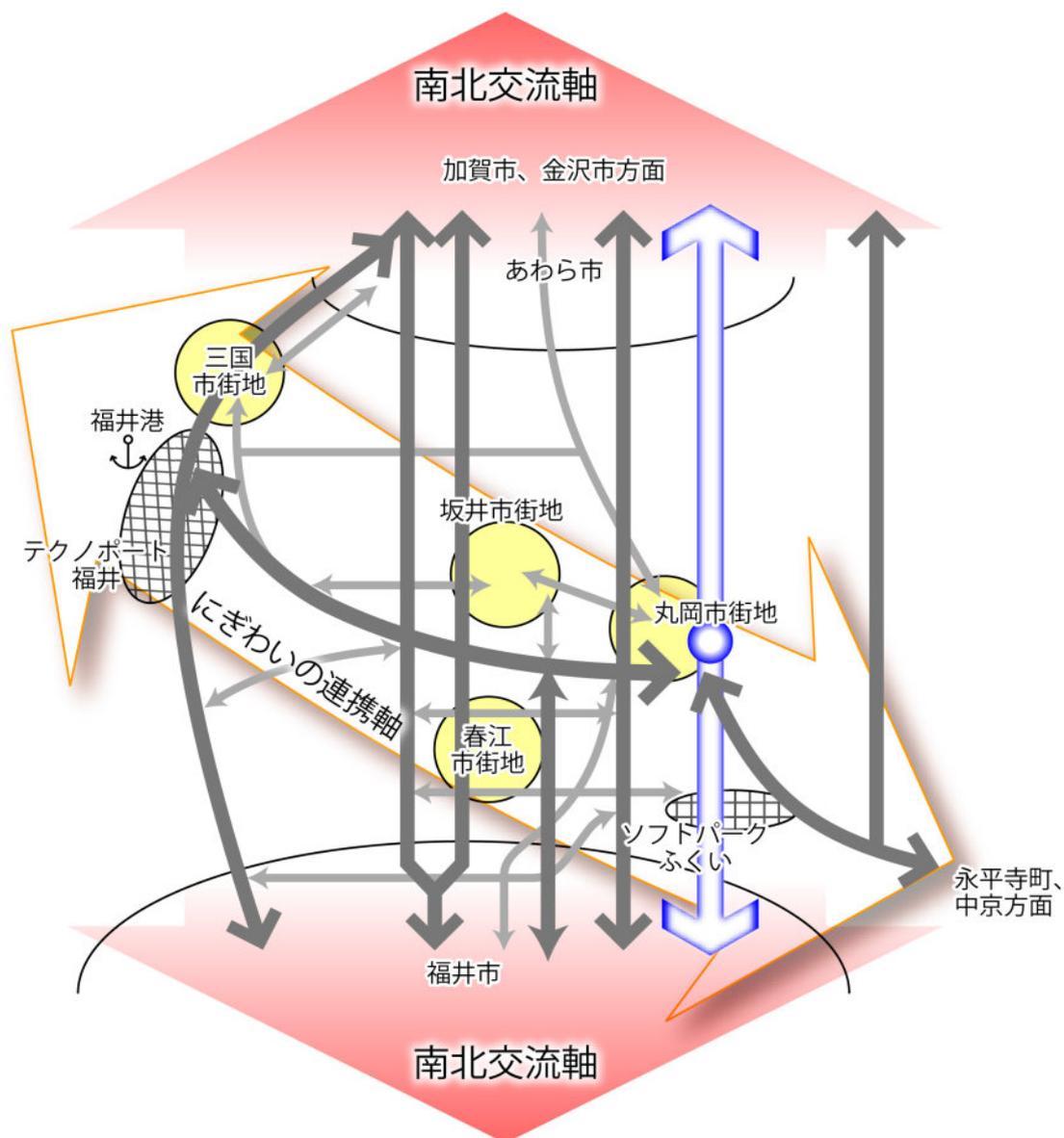
3) 広域ネットワークの形成

- ・北陸新幹線の敦賀開業によって関東圏や上信越地方から福井県へのアクセス環境が大きく向上することから、県内を訪れる観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、これまで関連の薄かった地域と交流を図ることによる地域活性化の推進や、経済的・社会的に大きな波及効果があるものと期待されています。こうした波及効果を最大限に発揮できるよう、県や近隣市町と連携を図り、最寄りの芦原温泉駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- ・福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備や、空港機能を活かした特色ある地域づくりを図ります。
- ・中部縦貫自動車道は、中部・関東地方と北陸地方を連絡する広域交通の円滑化、文化・観光資源を活かした地域振興や産業経済の発展を図る重要な道路であり、未整備区間の計画的な整備、県内区間の全線開通を働きかけていきます。

(2) 道路ネットワーク整備の方針

1) 道路網の配置パターン

- ・広域的な道路網の骨格として、国土幹線が縦貫する南北方向の交通の充実を図るとともに、東部の九頭竜川上流方面から西部の海岸部までをスムーズに結ぶ東西の連携軸を確立します。
- ・このため、本市の道路網形成にあたっては、北陸自動車道や国道8号、九頭竜川を挟んで県都福井市と連絡する（一）福井森田丸岡線などの南北交流軸を主軸に、福井港丸岡インター連絡道路をはじめとする東西方向の骨格交通軸（にぎわいの連携軸）を配置します。
- ・さらにこれらの幹線道路を補完する道路網を適切に配置します。



道路網の配置パターン

2) 広域的な交流や連携を促進する道路網の配置方針

- ・主に市域を越えた広域的な交流や連携を促進する広域幹線道路網を形成します。
- ・福井県嶺北北部の一角を市域とする本市には、北陸地方を縦貫する国土形成上重要な南北方向の幹線道路が配置されており、今後ともこれらの路線の充実により県内各地、北陸や関西・中京方面などとの広域的な連携の強化を図るとともに、日常的なつながりの強い福井市との連携を強める道路網の整備を進めます。
- ・地域高規格道路^(※)として一部区間の事業が開始されている福井港丸岡インター連絡道路は、広域的な観光交流や連携を促進するとともに、広域的な物流拠点である福井港と北陸自動車道丸岡ICをダイレクトに結び、福井港の活用促進、嶺北地域全体の産業振興や物流の効率化、船舶利用への転換促進による温室効果ガス削減効果などが期待されます。
また、東西に広い本市にとって市内の各拠点間の連絡強化や、現在、市内の複数の路線に分散し、生活交通との錯綜が見られる物流交通の集約化を図り、安全で効率的な交通環境を実現するうえで、必要不可欠な東西方向の骨格軸であることから、福井港丸岡インター連絡道路を最重要路線と位置づけ、今後とも整備促進を図ります。
- ・福井市と連絡する(一)福井森田丸岡線についても、交通のネックとなっている九頭竜川渡河部の交通渋滞を緩和し、南北方向の交通の円滑化、広域幹線ネットワークの形成を図るうえで重要な道路であるため、整備促進を図ります。

●広域幹線道路の整備方針

	整備等の考え方	主な路線名
南北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市へのアクセスを強化する道路として、(一)福井森田丸岡線の整備を促進します。 ・(主)福井加賀線の改良を進めます。 ・国道305号((都)福井港線)は、国道416号の整備スケジュールに合わせ、4車線整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸自動車道 ・国道8号 ・国道305号((都)福井港線) ・国道364号 ・(主)福井金津線 ・(主)福井加賀線 ・(一)福井森田丸岡線 <p style="text-align: right;">など</p>
東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・福井港丸岡インター連絡道路は、本市の発展を支える最重要路線と位置づけ、早期実現を目指して、県との連携を強化し、整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井港丸岡インター連絡道路 ・(主)勝山丸岡線 ・(主)丸岡インター線 ・(主)丸岡川西線 ・(主)三国春江線 <p style="text-align: right;">など</p>

3) 都市内の交流や連携を促進する道路網の配置方針

- ・広域幹線道路を補完するとともに、本市の骨格を形成する道路として市内の各都市拠点を結び、多様な連携による新たな魅力の創出、総合的な都市力の向上を図る都市幹線道路の確立を進めます。

●都市幹線道路の整備方針

	整備等の考え方	主な路線名
南北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・主な県道や都市計画道路を中心として、市街地や各都市拠点間を連絡する道路を配置し、計画的な整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(主)三国東尋坊芦原線 ・(主)三国春江線 ・(主)芦原丸岡線 ・(主)福井丸岡線 ・(都)JR東線 ・(都)若長通り <p style="text-align: right;">など</p>
東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・三国地区と北陸新幹線が停車するJR芦原温泉駅を結ぶ(都)金津三国線の延伸整備を促進します。 ・(一)三国丸岡停車場線は、上兵庫から(主)三国春江線との接続部までの区間の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)金津三国線 ・(一)三国丸岡停車場線 ・(主)丸岡川西線 ・(一)春江川西線 ・(一)板倉高江線 ・(一)栃神谷鳴鹿森田線 ・フルーツライン <p style="text-align: right;">など</p>

4) 地域の実情に応じた効果的な道路整備

●地域の特性に配慮した道路整備

- ・現道の道路空間の中で右折レーンの新設や延長により、交差点周辺の交通混雑の解消を図るなど、地域の実情に応じて効果的に道路整備を進めます。
- ・家屋が密集した昔ながらの市街地形態が、伝統行事と一体となって地域固有の文化の一部となっている場合等には、楽しく散策できるように地域の環境と調和した道路整備を進めます。また、市街地の雰囲気維持に配慮しつつ、地域の防災性を高めるために必要な道路整備を検討します。

●長期未着手都市計画道路の適正な見直し

- ・未整備の都市計画道路の中には、家屋が密集するなどの要因から長期間未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間などが存在するほか、社会情勢や都市構造の変化などに伴い、予定していた道路機能や役割が変化している路線もあります。
- ・このため、路線ごとの役割を明確にするとともに、道路整備にかかる費用と効果、地域の要望などを総合的に勘案しながら、都市計画道路網の見直しを検討します。

●生活道路の整備

- ・市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- ・市民の安全で円滑な移動を確保するため、地域や集落間、施設などを結ぶ主要な路線の整備・改良・修繕により、身近な生活道路のネットワークを形成します。
- ・避難路や緊急車両の走行性を確保するため、道路の整備促進や大型自動車同士のすれ違いができないなどの道幅の狭い道路の解消を図ります。

●アセットマネジメント^(※)の推進

- ・急速な都市化の中で整備された多くの橋りょうやトンネルなどが今後徐々に更新時期を迎えるため、これらの状態を的確に把握し、客観的な評価のもとに最適な対策と更新時期等を検討する中で、計画的かつ効率的に維持・管理していくことが必要です。
- ・道路施設等については、予防保全型の管理を推進し、長寿命化対策を図ることと維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

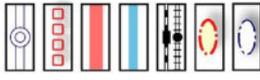
●歩行者、自転車交通に配慮した道路空間の創出

- ・自動車交通量の多い道路で歩行者や自転車が安心して通行するためには、自動車交通から分離された歩行者や自転車のための通行空間が必要です。
- ・また、近年自転車利用者の増加に伴い自転車と歩行者の事故が急増しています。市街地中心部など歩行者、自転車交通が多い地区においては、専用の通行空間の確保が求められています。
- ・このため、既定の道路幅員を基本として、道路機能に応じた幅員構成の再配分を行うとともに、段差の解消等のバリアフリー化により歩行者、自転車交通が安全で安心して通行できる道路空間を創出します。

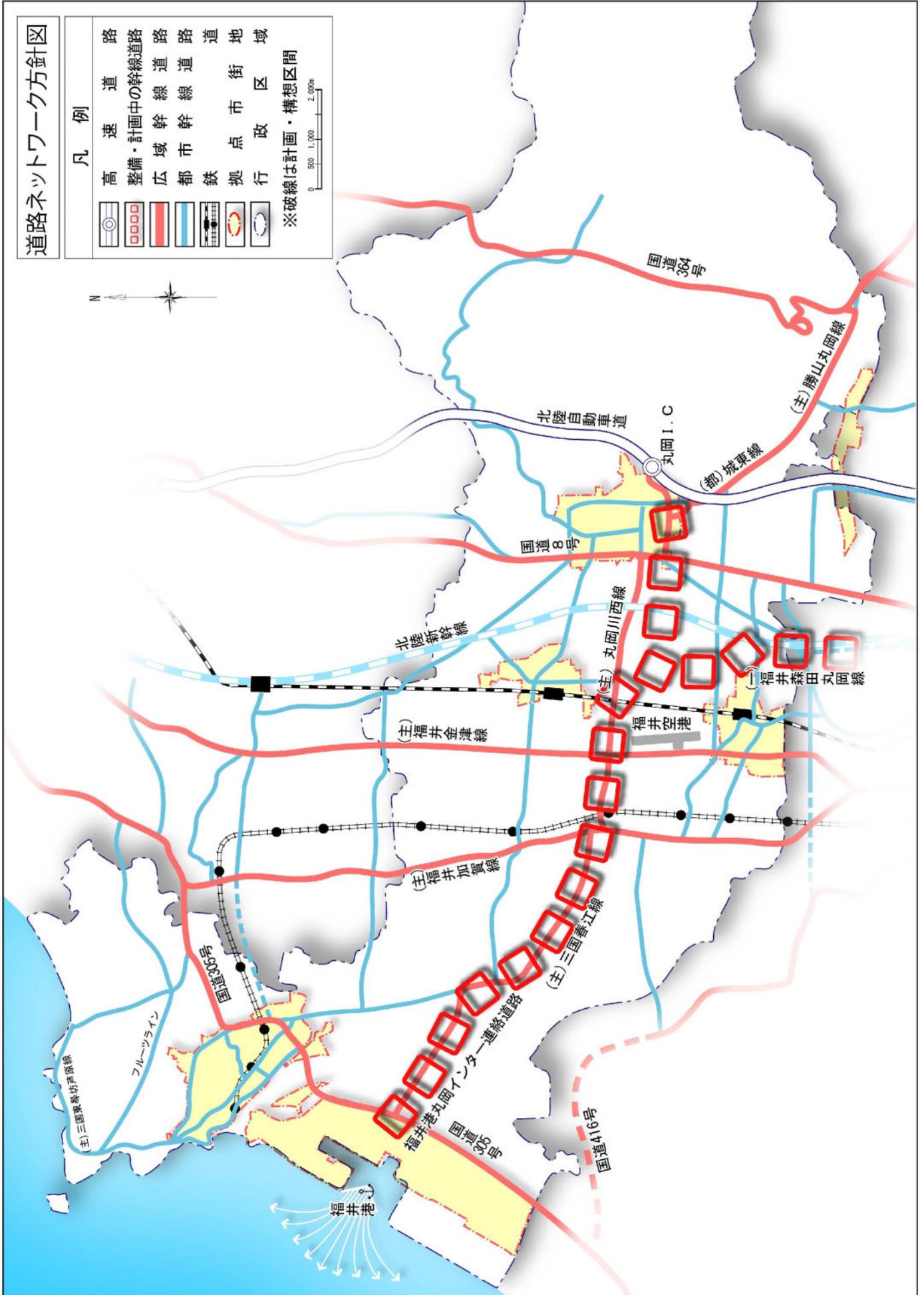
道路ネットワーク方針図

凡例

- 高速道路
- 整備・計画中の幹線道路
- 広域幹線道路
- 都市幹線道路
- 鉄
- 拠
- 行政
- 区域



※破線は計画・構想区間



(3) 車に過度に依存しない多様な交通体系整備の方針

1) 市民や来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの確保

- 交通事業者への支援や地域の実情に応じた公共交通サービスの活用、「選択と集中」により公共交通を維持し、市民や来訪者の移動を支える公共交通ネットワークを確保します。

●便利でより多くの人ができる公共交通網の形成

《鉄道》

- JR北陸本線は、北陸新幹線の整備にともない第3セクター化され地域鉄道としての役割が大きくなるため、今後、県や沿線市町と協議を行い、地域に密着した生活基盤交通機関としての利便性の確保を図ります。
- えちぜん鉄道三国芦原線は、市民や観光客の利用増につながるよう、企画列車の運行、新型車両の導入など、より利便性と乗車時の快適性の向上について、県、沿線市町、鉄道事業者と連携して取り組みます。



えちぜん鉄道三国駅
平成30年((2018年)新築)

《バス》

- 通勤・通学など、市民の移動手段や観光利用も含めた広域交通手段を確保するため、既存の路線バス事業者への運行支援を行い、路線の存続、サービス水準の維持・向上に努めます。
- コミュニティバスは、利用状況の把握および検証を踏まえながら、デマンド化への移行を含め、市民ニーズに応じた効果的かつ効率的な運行を検討します。



コミュニティバス「ぐるっと坂井」



デマンド化のイメージ
(出典：坂井市公共交通計画)

●公共交通機関を円滑に利用することができる環境整備

- ・各市街地拠点内における公共交通結節点として、えちぜん鉄道三国駅、丸岡バスターミナル、JR春江駅、JR丸岡駅を位置づけ、町の玄関口としての環境整備、公共交通の利便性向上を図ります。
- ・利用者の多いJR丸岡駅やJR春江駅、コミュニティバスが乗り入れる駅の安全性・利便性を確保するため、クルマと人の分離による駅前広場（バス・タクシー停車スペース、一般車両の一時停車スペース）の整備を検討します。
- ・その他の駅においても、利用状況に応じた駐車場や駐輪場の整備に努め、自動車および自転車利用者が鉄道を利用できる環境の充実を図ります。
- ・また、誰もが快適に駅を利用できるように、駅舎や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差などの解消）を推進します。
- ・えちぜん鉄道を利用する観光客等の利便性向上を図るため、レンタサイクルのサービスの拡充を図ります。



レンタサイクル専用駐輪場
（西長田ゆりの里駅）

- ・丸岡バスターミナルは、現京福バス本丸岡駅敷地等を活用して広場を整備することにより丸岡城周辺エリアとの回遊性を確保し、バスやタクシーなどの公共交通の乗り継ぎ拠点としてだけでなく、人が集い、交流する賑わいのある空間の創出を図ります。



丸岡バスターミナル周辺の整備イメージ
（出典：丸岡バスターミナル周辺整備計画）

- ・コミュニティバスの乗り継ぎ拠点となる道の駅さかいでは、基幹ルート相互および基幹ルートと接続ルートの円滑な乗り継ぎを確保するとともに、道の駅の機能との連携、バス待ち環境の改善を図ります。

●各公共交通機関の役割の明確化

- ・運行の効率化や利便性の向上につながる公共交通ネットワークを再構築するため、各公共交通機関の役割を明確にします。

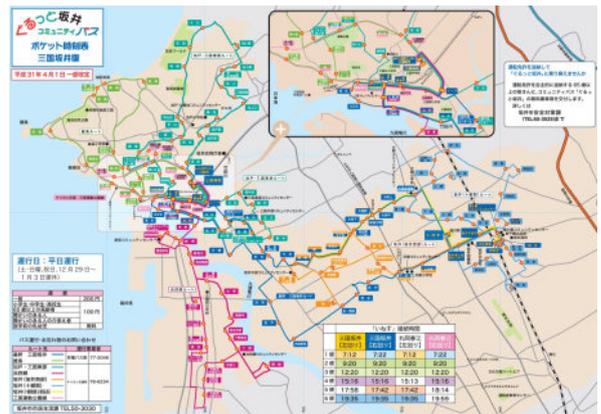
	系統の考え方	主な路線名
広域幹線系統	・他都市と広域的に結び広域都市間の移動を支える系統	・JR北陸本線 ・えちぜん鉄道
地域幹線系統	・近隣市町の移動と市内の拠点移動を支える系統	・路線バス ・コミュニティバス（基幹ルート）
支線系統	・幹線系統と接続し、市内の移動を支える系統	・コミュニティバス（接続ルート）
補完系統	・幹線・支線系統を補完する系統	・タクシー、福祉有償運送 ^(※) など



公共交通ネットワークのイメージ
(出典：坂井市公共交通計画)

●地域で支え、地域を活気づける取り組みを行う

- ・鉄道利用を促進するとともに地域の活性化を図るため、地域住民のニーズにあわせた機能を駅舎に導入するなど、地域住民が親しみ、気軽に立ち寄る交流拠点として、駅施設の活用策を検討します。
- ・人と地球に優しい公共交通に対する市民の理解、利用を促進するため、沿線都市でのイベント開催に合わせた利用促進キャンペーンの実施や乗車すること自体が楽しい企画列車運行への支援、シンポジウムの開催や冊子の配布等を行います。



コミュニティバスのポケット時刻表

2) 安心して快適に歩ける歩行者重視の道づくり

- ・ 車に過度に依存しない都市環境を形成するためには、公共交通網の充実とともに、日常的な生活圏などを中心として、安全で快適に歩ける道づくりが重要です。
- ・ このため、歩道の整備、花や緑によるおいの創出などを図り、誰もが安全で快適に利用することのできる歩行空間のネットワークづくりを進めます。
- ・ 特に、鉄道駅や多くの市民が利用する施設が集積する地区は、幅員にゆとりのある歩道の整備、周辺環境と調和した舗装のグレードアップや、一方通行などの車両の通行規制、沿道建築物の壁面後退による連続的な歩行空間の確保、隅切りの確保による交差点の見通しの改善など、地域住民の意向を尊重しながら、安心して楽しく散策できるような市街地づくりを重点的に進めます。
- ・ また、通学路などの生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、関係機関と連携し、ゾーン30*の設置拡大を検討します。
- ・ 更に、駅や福祉施設周辺および人口密度の高い市街地を中心にバリアフリー化を図り、安全で快適な道づくりを進めます。



歩行者優先のみちづくりのイメージ



「ゾーン30」
(丸岡町磯部新保二区)

*ゾーン30：区域（ゾーン）を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、必要に応じて歩道の新設や拡幅、車道中央線の抹消など、物理面での安全対策を組み合わせることにより安全対策を図る取り組み。日本では、平成23年（2011年）に警察庁が通達を出し、全国で整備が始まった。



「ゾーン30」の対策イメージ（出典：警視庁ホームページ）

3) 自転車の利用環境の充実

- ・健康増進や環境負荷の低減、地域の魅力をゆっくりと味わう観点から自転車利用のニーズが一段と高まりつつあり、コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上でも、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要です。

●自転車活用推進計画の策定

- ・国においては、自転車の活用による環境負荷の軽減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、平成29年（2017年）に自転車活用推進法が施行され、平成30年（2018年）には自転車活用推進計画が策定されています。
- ・今後、坂井市においても地域特性を踏まえた自転車活用推進計画の策定を検討します。

●自転車を活用した地域の活性化

- ・自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進等を通じた観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図ります。
- ・既存のサイクリングコースを活用し、自転車ネットワークの形成を図るとともに、ネットワーク上の公園や施設では、レンタサイクルの設置や自転車利用者が休憩できるスペースの整備を進めます。
- ・えちぜん鉄道三国芦原線の太郎丸エンゼルランド、西長田ゆりの里、三国、三国港の4駅で実施しているサイクルトレイン*については、事業者との連携・調整を図り、サービスの継続、利用者のニーズに応じたサービスの拡大について検討します。

*サイクルトレイン：自転車を直接電車に持ち込むことができるサービスで、えちぜん鉄道では、期間中（令和2年（2020年）は3月21日（土）～11月29日（日））の土曜・日曜・祝日において、持ち込み料金1台200円で利用可能（別途電車運賃が必要）



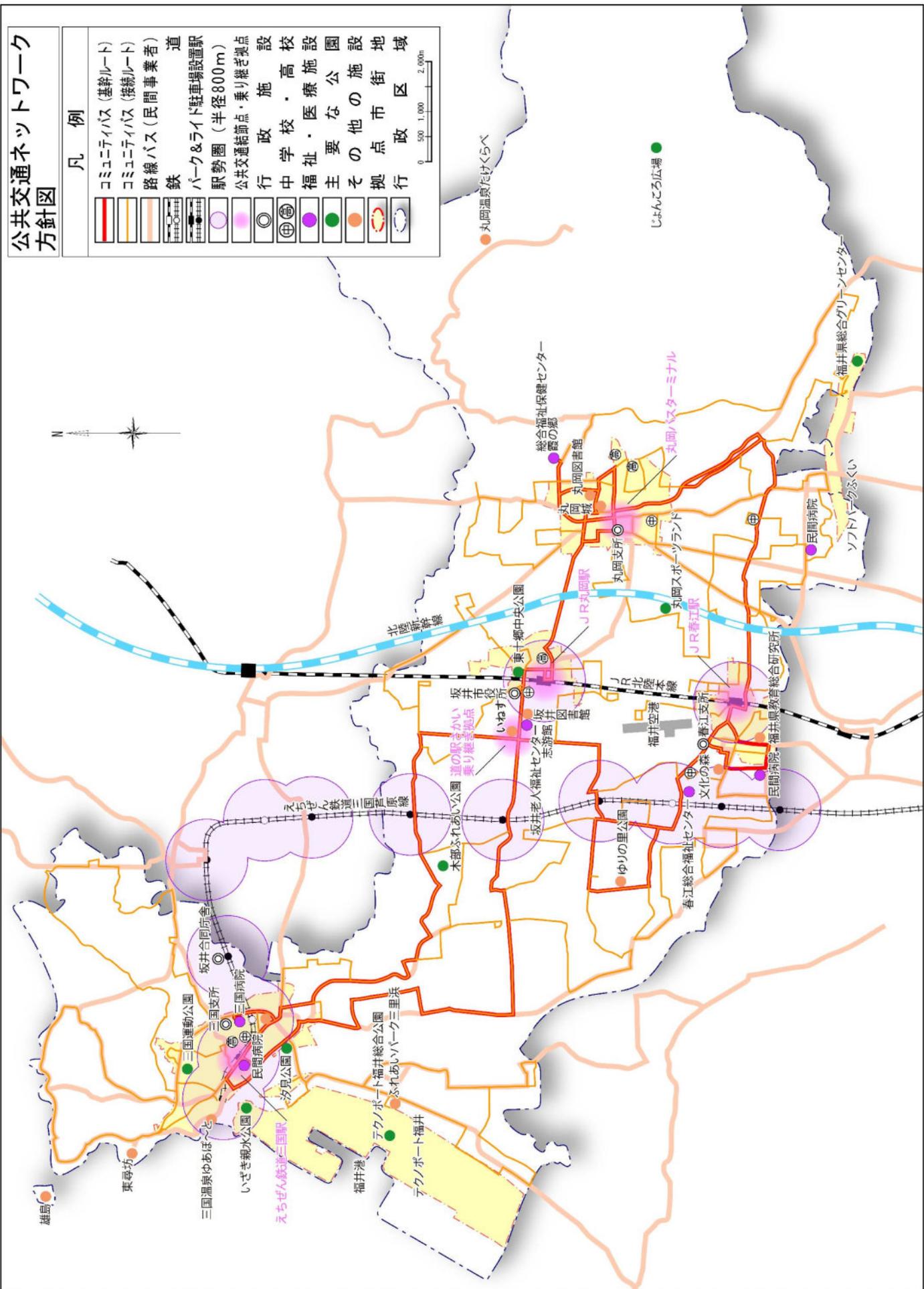
サイクルトレインの様子
（出典：福井県ホームページ）

公共交通ネットワーク 方針図

凡 例

	コミュニティバス (基幹ルート)
	コミュニティバス (接続ルート)
	路線バス (民間事業者)
	道 鉄
	パーク&ライド駐車場設置駅
	駅勢圏 (半径800m)
	公共交通結節点・乗り継ぎ拠点
	行政施設
	中学校・高校
	福祉・医療施設
	主要な公園
	その他の施設
	拠点
	行政区
	地域

0 500 1,000 2,000m



3

公園緑地の方針

(1) 公園緑地整備の基本方針

1) かけがえのない資源である骨格的緑地の保全と活用

- ・本市の骨格を形成する山地・丘陵地の緑地や、市街地を取り囲む広大な坂井平野の農地は、水源の涵養や、土砂災害の防止、大気の浄化、防風など、多面的な機能を有しています。
- ・これらの緑は、ある程度の大きさのまとまりを確保することで機能が発揮されるものであり、今後とも適切な維持管理を行うことにより、一団の緑として次の世代に継承していきます。
- ・また、生物多様性に配慮しつつ、これらの緑地の景観や環境調節、レクリエーション等の機能を交流や学習の資源として積極的に活用することにより、本市にとってかけがえのない資源であり、その適切な維持管理が極めて重要であることが、広く市民に認識されるように努めます。

2) 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実

- ・やすらぎが感じられ、気軽に憩うことができる質の高い都市環境を形成、維持するため、水と緑の空間を整備する、小規模な公園を再編し使いやすい規模に再整備するなど、身近な公園緑地の充実を図ります。
- ・地域や企業の協力を得ながら美化活動を進め、遊具の安全点検や修繕を図り、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進します。
- ・集落地の寺社仏閣や地域に残る巨樹・巨木などは、地域固有の資源として積極的な活用を図り、憩いとやすらぎの環境整備に取り組みます。

3) 水と緑のネットワークの形成

- ・県内随一の穀倉地帯である本市には、河川、用水による水辺のネットワークが形成されています。
- ・道路や歩行者・自転車空間、河川や用水などの水辺空間を活用し、公園緑地や公共施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを推進します。

4) 市民主役の緑の創出・適正管理

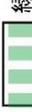
- ・うるおいのある都市環境の形成には、市民による身近な生活空間における積極的な緑化活動が不可欠です。また、大規模な工場が多い本市の特性を踏まえると、周辺環境への影響を抑え、周囲の景観にも配慮した緑化が不可欠です。
- ・このため、本市に立地する福井県総合グリーンセンターと連携し、市民等の主体的な緑化活動、身近な公園緑地等の管理を積極的に支援します。

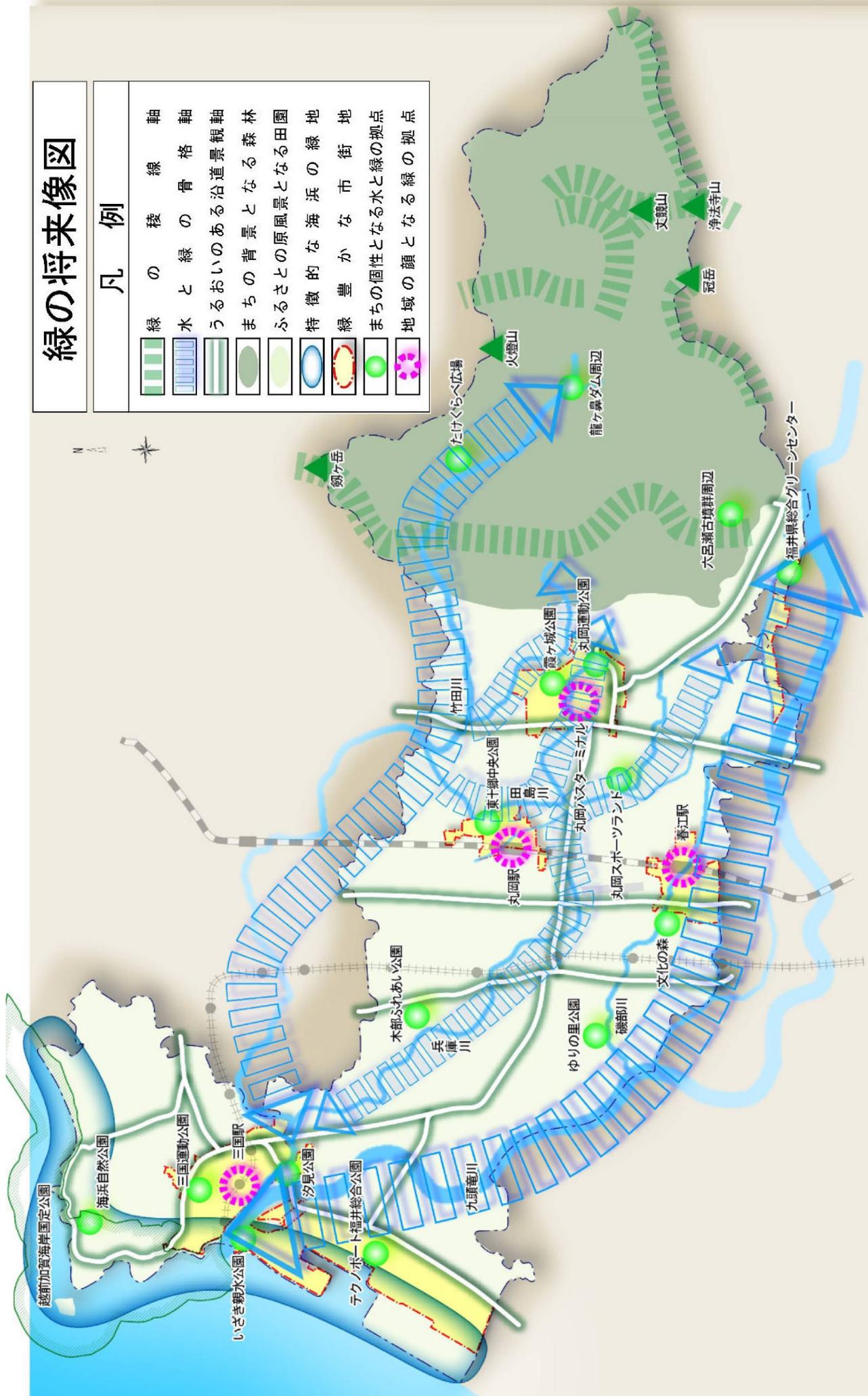
(2) 坂井市が目指す緑の将来像

<p>緑の稜線^(※)軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標高 1,045mの丈競山をはじめとする山々により形成される稜線は、まちの骨格を構成する緑の軸として、また市街地や集落から眺めることができる良好な景観資源として、次世代に引き継いでいきます。
<p>水と緑の骨格軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九頭竜川、竹田川をはじめとする市域を流れる主な河川は、河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として、また自然環境を活かした環境学習の場としての活用を図ります。
<p>うるおいのある沿道景観軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客を含めた多くの人に利用される幹線道路沿線を景観軸として位置づけ、市街地内の緑化や郊外部の田園風景の保全により、うるおいのある景観の創出を図ります。
<p>まちの背景となる森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域東部の森林は、地球温暖化の抑制や水源涵養、土砂災害の防止、動植物の生態系の保全、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、適切な維持管理・保全に努めます。
<p>ふるさとの原風景となる田園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を取り囲む坂井平野の広大な田園は、計画的な土地利用に基づいて宅地開発を極力抑制し、農業生産の場として、また良好な景観要素として保全します。 ・ 既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木などを身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。
<p>特徴的な海浜の緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前加賀海岸国定公園に指定される区域および隣接する区域は、東尋坊や雄島をはじめとする特徴的な優れた自然環境の適切な維持管理に努めるとともに、観光交流の資源や環境学習の場として積極的に活用します。
<p>緑豊かな市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園緑地を適正に配置するとともに、河川や用水路を活用した親水空間の整備、神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。
<p>まちの個性となる水と緑の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置づけ、整備・充実を図ります。
<p>地域の顔となる緑の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の「顔」であり、本市の玄関口ともなる主要駅周辺は、まちかどや空地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設などの緑化を推進し、本市のイメージ向上、駅周辺を利用する市民の心のやすらぎの創出に活用します。 ・ 丸岡バスターミナル周辺は、交通結節機能に加えて、にぎわい交流広場を整備し、緑豊かな憩い・交流の場を創出します。

緑の将来像図

凡例

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | 緑の稜軸 |
|  | 水と緑の骨格軸 |
|  | うるおいのある沿道景観軸 |
|  | まちの背景となる森林 |
|  | ふるさととの原風景となる田園 |
|  | 特徴的な海浜の緑地 |
|  | 緑豊かな市街地 |
|  | まちの個性となる水と緑の拠点 |
|  | 地域の顔となる緑の拠点 |



(3) 公園緑地の配置方針

1) 都市公園^(※)

緑地の種別	配置の方針
住 区 基 幹 公 園	<p>街区公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街地ごとに適正配置を進め、地域住民の身近な公園として、住民が主体となった利用促進、維持管理を進めます。 ・既存の公園のうち、遊具や施設の老朽化、規模や立地条件の面で利用しにくいなど、改善を要するものについては、利用者である地域住民と協働でニーズに沿った再整備、再編を検討していきます。  <p style="text-align: center;">一本田公園</p>
	<p>近隣公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に生活する地域住民の憩いの場となる公園として、また、防災機能や身近なレクリエーション機能を備えた公園として、適切に配置します。 ・三国中央公園は、三国支所や三国病院と一体となって公共的なゾーンを形成しており、今後とも緑豊かな公園として、利活用を図ります。 ・江留上公園、東十郷中央公園は、球技ができる公園として今後とも利用者のニーズに合わせた充実、防災機能の向上を図ります。 ・木部ふれあい公園は、今後とも緑陰豊かな公園として樹木等を適正に管理するとともに、兵庫川への近接性を活かして、駐輪場や木陰で休憩できる環境整備を進めます。 ・東十郷中央公園は、J R 丸岡駅、十郷用水への近接性を活かして、駅からの散策ルート上の拠点として木陰で休憩できる環境整備を進めます。  <p style="text-align: center;">東十郷中央公園</p>
	<p>地区公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜公園及び臨海中央公園は、テクノポート福井の従業者や福井港利用者の利便性に配慮し、緑あふれる憩いの公園として整備を促進します。九頭竜公園は、隣接するテクノポート福井総合公園との連続性にも配慮します。 ・丸岡城の足もとにある霞ヶ城公園は、隣接する一筆啓上茶屋と一体となって、観光客も憩うことができる歴史情緒豊かな公園として、適切に維持管理します。  <p style="text-align: center;">霞ヶ城公園</p>

緑地の種別	配置の方針
<p>総合公園 運動公園</p> <p>都市基幹公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福井県総合グリーンセンターは、広域的なレクリエーションの拠点として機能充実に努めるとともに、緑化に関する総合相談窓口として活用を促進します。また、全市的な自転車ネットワーク上の拠点として駐輪場や休憩施設の整備、サイクリング用自転車の貸し出しなどの環境整備を進めます。 文化の森公園は、高水準の教育文化施設が立地する文化が薫る公園として、今後とも施設水準の維持と活用促進を図ります。 <div data-bbox="979 383 1366 663" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="970 674 1353 707">福井県総合グリーンセンター</p> <div data-bbox="979 748 1366 1021" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1086 1032 1262 1066">文化の森公園</p>
<p>墓園^(※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代官山公園は、今後とも緑に包まれた厳かな雰囲気のある公園として良好な環境を適切に維持管理します。
<p>緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> テクノポート福井の三里浜緩衝緑地は、今後とも豊かな緑量の維持を図りつつ、市民や観光客による活用促進に向けた環境整備を検討します。 <div data-bbox="979 1218 1366 1491" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1070 1503 1278 1536">三里浜緩衝緑地</p>

2) 公共施設緑地

- ・テクノポート福井総合公園、坂井市海浜自然公園、いざき公園、農村公園、たけくらべ広場、じょんころ広場、ゆりの里公園やグラウンドなど、都市公園ではないものの、レクリエーションや交流、憩いの場として公園的な機能を有する公共空地は、市民、観光客のニーズを踏まえ、必要に応じて機能と緑量の充実を図ります。
- ・丸岡スポーツランドはスポーツレクリエーションの拠点として機能充実を図ります。
- ・都市公園の整備によって身近な憩いの場を確保することが現実的に困難な地区などにおいては、地区の実情を踏まえつつ、都市公園の機能を補完する運動場や広場の充実を図ります。
- ・市役所本庁、支所、学校などの公共公益施設、道路空間など、市民の日常生活と密接に関わる公共空間は、積極的な緑化の推進を図ります。



ゆりの里公園



周辺の豊かな自然環境と
一体となったじょんころ広場



サッカーの拠点 丸岡スポーツランド



坂井市立三国病院

3) 民間施設緑地

- ・集落内の神社や寺院は、地域のシンボルとなる巨樹や樹林地を境内地に有するなど、地域住民の身近な憩いの場となっており、地域住民が主体となった適切な維持管理や環境整備に取り組むとともに、活用方法の改善や樹木の保存方法などの検討を促し、身近な生活空間における貴重な緑として適切な配置に努めます。



緑豊かな境内

4) 地域制緑地^(※)

《自然公園》

- ・越前加賀海岸国定公園区域は、東尋坊、雄島、越前松島等の景勝地を含む緑豊かな自然公園区域として、今後とも適切な維持管理を実施するとともに、海浜自然公園を中心としたレクリエーションへの活用を促進します。



景勝地 越前松島

《緑地協定》

- ・住民等の話し合い、全員の合意をもとに緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、緑豊かな地域環境を形成している住宅地や産業集積地では、今後とも良好な環境の維持、向上にむけて、協定の更新時等にあわせて協定内容の充実や地区計画への移行等を検討します。



緑地協定を締結しうるおい豊かな居住環境の形成、維持がされている住宅地

(4) 水と緑のネットワークの形成方針

1) 水系軸を活用したネットワークの形成

- ・本市には、九頭竜川、竹田川、兵庫川、田島川、磯部川といった河川と用水が広大な坂井平野を潤し、住民の暮らしと多様な生物の生育環境を支えています。
- ・九頭竜川をはじめとした河川は、河川敷空間や堤防法面、中洲の緑が一体となったうるおいある景観を保全するとともに、地域住民等の意向を踏まえ、管理等に住民の積極的な参画を得ながら、堤防空間を利用して水辺のうるおいを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。
- ・農業用水のパイプライン化事業にともなう跡地利用については、関係団体などと協議・検討し、市民の憩いの空間づくり、健康づくりやニーズに応じた活用ができるような施設の整備を図ります。
- ・また、集落内など地域住民の積極的な利活用、維持管理への参画が見込まれる場所では、憩いの空間を整備するとともに、用水の一部を表流水として流し、うるおいを創出します。



ビオトープ水路でのホタル観賞会（丸岡町磯部地区）

2) 玄関口や広域幹線道路沿線のうるおいのある景観づくり

●緑による出迎えと見送り

- ・本市の玄関口であるJR春江駅やJR丸岡駅、福井港、福井空港は、本市のイメージ向上を図るとともに、これらの玄関口を利用する市民の心のやすらぎ、癒し効果を期待し、花や樹木による緑化を積極的に進めます。

●幹線道路沿線の景観の創出

- ・国道8号、(主)福井金津線、(主)福井加賀線、(主)三国春江線など、観光客も含め多くの人に利用される広域幹線道路沿線は、市街地内の緑化や郊外部の田園風景の保全により、うるおいのある景観の創出を図ります。

3) 市民と行政の協働による緑化の推進

- ・恵まれた自然環境を最大限に活かしながら、花や緑で彩られた心やすらぐまちづくりを進めていくため、市民や企業、行政がともに協力しながら積極的な緑化に取り組みます。
- ・行政は、公共公益施設や道路空間の印象的・特徴的な緑化などに取り組み、市民や企業の緑化活動を先導します。
- ・また、市民が公園緑地に親しみ、気軽に維持管理に参画できるような仕組みを整えていきます。
- ・まちづくり協議会を中心として、身近な公園の維持管理に積極的に取り組むとともに、美化活動の推進、緑地協定や地区計画制度など地域住民主体のルールづくりなどにより、身近な生活空間の緑化を推進します。



市民による身近な
公共スペースの花植え



自宅敷地内の緑化による
まちづくりへの貢献

4

景観形成の方針

(1) 景観づくりの基本方針

1) 雄大な自然、培われた歴史文化を大切に守り育てる

- ・四季折々の美しさを広い地域から望むことができる東部の山麓樹林地や、日本海の荒波が形づくった海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園、先人の文化や営みを偲ばせる歴史的街なみ、天守閣など、かけがえのない景観資源の重要性を再認識し、その良好な景観にさらに磨きをかけて次の世代へと引き継ぎます。

2) 暮らしに身近な景観を美しく

- ・市民が豊かさを感じながら暮らすためには、ふとした瞬間に“やすらぎ”や“癒し”を感じるような美しい生活環境を形成することが重要です。今後新しくつくるものはもちろん、今ある建築物や公共施設等の更新を通じて、つねに「美しくあるか」を問いかけながら、着実に美しいふるさとづくりを進めます。

3) 坂井市のイメージを高めるシンボル景観の形成

- ・坂井市の市域は東西に広く、魅力的な景観資源が多様に存在しています。人口減少時代には、これらの景観資源を効果的に活かして都市イメージを高めることが重要となるため、特に魅力的な景観資源や視点場、交通結節点、幹線道路沿線などは積極的に良好な景観形成を進めます。

4) 市民の誇りと愛着を育む感動の景観まちづくり

- ・市民のまちづくり機運と豊かな生活環境へのニーズが高まりつつあります。市民が主体となった身近な景観づくり活動を通じて小さな感動体験を積み重ねながら、市民主役のまちづくりの積極的意義を共有し、誇りと愛着を感じる“わがまち”の実現に取り組みます。

(2) 特性に応じた良好な景観づくりの方針

1) 森林景観（森林・山並み、山村集落）

- ・ 広く平野部一帯から見る事ができる東部の加越山地の森林・山並みは、市民共有の眺望景観の対象として山林の適切な管理に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。
- ・ 山際や山間の集落地では、周辺景観と調和した緑豊かな景観の維持に努めます。

2) 田園景観（農地、農村集落）

- ・ 本市の中央部に展開される広大な農地が広がる景観は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。
- ・ 農村集落地では、敷地の緑化やシンボリックな巨樹、巨木を保全するなど、周辺景観と調和した緑豊かな景観の維持に努めます。

3) 臨海景観（海岸、漁村集落）

- ・ 切り立った断崖が自然の荒々しさを感じさせる岩場、海岸線が緩やかなカーブを描く砂浜は、日本の渚百選にも選出される観光資源として活用を図るとともに、市民共有のかけがえのない景観資源として、松林を含めて適切な管理に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次代に引き継いでいきます。
- ・ 海と暮らす漁村集落地では、傾斜する地形に寄り添うように形成された特徴的な集落景観の維持に努めます。

4) 市街地景観（街なか、歴史的街なみ（湊町、城下町））

- ・ 歩いて暮らせる便利で快適な居住の場として、楽しく散策できる歩行空間の充実に取り組むとともに、公園、公共施設の敷地や民有地の緑化を進めるなど、身近な景観の向上に努めます。
- ・ 地域のシンボルとなっている建造物のライトアップ、街なみ景観と調和し、洗練された落ち着きや夜の静寂を楽しめる夜間照明の実施、過度に眩しい照明をひかえるなど、良好な夜景づくりに取り組みます。
- ・ 湊町や城下町の歴史的な雰囲気を残す特色ある街なみは、そこに暮らす地域住民の誇りと愛着を大切にしながら、歴史・文化が薫る景観づくりに取り組みます。

5) 河川景観

- ・九頭竜川、竹田川、兵庫川、田島川、磯部川及び八ヶ川支川北川など豊かな河川環境は、周辺景観と調和したうるおいと安らぎが感じられる空間として、良好な景観づくりを行います。

6) 道路景観

- ・主要な幹線道路沿線は、多くの人が行き交う重要な視点場として位置づけ、地域の景観特性に応じ、市街地では、沿線の建築物や屋外広告物などの誘導を進め、郊外部では、恵まれた自然景観と調和した道路空間を演出し、個性豊かで日々の生活に楽しさを感じることができる景観づくりに取り組みます。
- ・身近な道路空間は、花や緑でうるおいを演出し、地域への誇りと愛着が感じられる人にやさしい景観づくりに取り組みます。

7) 工業地景観

- ・産業拠点として計画的に整備された工場地は、周囲の景観への影響に配慮し、敷地周囲の積極的な緑化や建築物の適切な誘導、アクセス道路沿線や法面の緑化などにより、総合的な視点から緑豊かな景観づくりに取り組みます。

(3) 景観づくりの進め方

1) 景観づくり基本計画の推進

- ・景観づくり基本計画に基づき、市民、企業、行政が役割を分担しながら、森林、田園、海など自然に配慮した景観づくり、歴史的街なみを保全する景観づくり、誇りと愛着が感じられる市街地の形成など、景観特性を活かした取り組みを進めます。

2) 景観法等に基づく制度・施策の積極的な活用

- ・景観基本計画の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しつつ、必要に応じて、景観法に基づく制度・施策を適切に活用し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けた取り組みを総合的に推進します。
- ・また、屋外広告物法に基づく福井県屋外広告物条例により、景観計画と併せて広告物を適正に規制・誘導していきます。

3) 地域個性を活かした特色のある景観づくり

- ・本市の景観づくりのモデルとなる景観形成重点地区において、地域の個性や特色を活かしながら、地域住民や事業者、行政などが協力しつつ優れた景観形成に取り組みます。
- ・このうち、北前船の寄港地として栄えた歴史的な街なみが残る「三国市街地中心地区」、現存 12 天守の一つである丸岡城と城下町を含む「丸岡城周辺地区」は、今後とも特定景観計画区域として、区域ごとに定めた届出対象行為や行為ごとの景観形成基準に基づいて、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。
- ・今後は、重点的に景観づくりを進めていくべき区域、その他地域住民の景観づくりの意欲が高い区域において、それぞれの景観特性に応じた目指すべき景観のイメージや景観形成基準に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、特定景観区域の追加・拡大を行い、美しいまちの実現を図ります。
- ・景観施策と連携しながら、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を検討します。

4) 「協働」による景観づくりの推進

- ・景観は、視界に入るもの全てが構成要素であり、行政が主体となって整備できる部分は一部に限られています。
- ・市民は、家の周囲の緑化やガーデニング、身近な地域の公園などの清掃活動やゴミ拾い、地域のシンボルとなっている樹木の手入れなど、身近な取り組みから実践し、地域としての取り組みへと発展・継続していきます。
- ・行政は、行政として果たすべき役割を自覚し、“美しいふるさと坂井”の実現に向けて、長期的な展望に立って、積極的かつ継続的に景観づくりを進めるという確固たる意志を内外に宣言し、協働による景観づくりを先導していきます。

5

都市環境の方針

(1) 都市環境の整備・保全に関する基本方針

1) 環境保全の推進

《 環境基本計画の推進 》

- ・ 緑豊かな山々、ふるさとの田園風景、豊富な水を湛える河川、美しい海や海岸線など、市民一人ひとりや地域・企業・環境ボランティア団体などと協働しながら、自然環境の保全・再生活動に取り組みます。

《 地球温暖化対策 》

- ・ 省エネや地球温暖化防止などのキャンペーンを積極的に展開し、合わせて、環境教育の推進、環境保全や地球規模の気候変動等に対する意識の向上を図ります。

《 再生可能エネルギーの普及促進 》

- ・ 環境負荷低減やエネルギーの地産地消を目指し、企業や団体との連携を図りながら、太陽光、小水力、地中熱、風力、バイオマスなど、地域の特性を活かした未利用エネルギー源の掘り起こしや有効活用策を推進します。

2) 循環型都市^(※)づくりへの貢献

- ・ 環境への負荷が小さな循環型都市の形成に向けて、都市づくりの分野においても環境への配慮に努めます。

《 源流部から海までの連続的な自然環境の維持 》

- ・ 水資源の涵養機能や降水の流出調節機能を有する森林の適正な管理、土砂流出の防止、河川水質の保全等、自然の連続性、相互の調和を意識した整備・保全により地域環境の安定を保ちます。

《 輸送・移動に関する環境負荷の低減 》

- ・ 利用しやすい公共交通体系の実現や歩いて暮らせる市街地づくり、物流拠点間を直結し、移動の効率性を飛躍的に高める福井港丸岡インター連絡道路の早期実現をはじめとした効率的な道路整備などを進め、輸送・移動を要因とする環境負荷の低減を図ります。
- ・ エネルギー効率の良い海運輸送の利用を促進するため、県と連携して福井港周辺におけるリサイクル産業の拠点や流通加工等を効率的に行う総合的な物流拠点等の形成を検討します。

《 資源の循環・省エネルギー 》

- ・ 下水汚泥の建設資材化、バイオマス燃料としての活用、下水の熱エネルギーの活用や、省エネルギー型住宅・建築物の普及、建設リサイクルの推進など、都市活動による環境への負荷低減を図ります。

3) 地域特性を踏まえた環境の保全・活用

- ・坂井市環境基本計画で設定している地域別環境保全計画に基づいて、それぞれの地域が持つ環境資源や特性を踏まえた取り組みを推進します。



	環境保全方針
海洋交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の自然環境の保全 ・ 森林・里山と海の豊かな水循環の保全 ・ 海を守る地域文化の育成 ・ 湊町をしのばせる街なみの保全と創出 ・ 湊町を育み育てた水辺の保全 ・ 海浜自然環境の保全と復元 ・ みんなが楽しめる水辺づくりの推進
田園環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き物を育む農村自然環境の保全 ・ 農村環境地域文化の育成と発信 ・ 田園の自然環境や景観の保全 ・ うるおいを感じられる身近な緑の確保 ・ みんなが親しめる水辺づくりの推進
森林共生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き物を育む森林自然環境の保全 ・ 森林・里山と海の豊かな水循環の保全 ・ 山を守る地域文化の育成 ・ 森林環境に負荷を与えない事業活動の推進

4) 下水道の整備方針

《 九頭竜川流域関連公共下水道事業の促進 》

- ・住民の生活環境の向上、公共用水域の水質汚濁を防止するため、九頭竜川流域関連公共下水道事業計画に基づき、未整備区域の整備促進を図ります。

《 雨水整備（浸水対策）の促進 》

- ・雨水対策は、住民の生命、財産、都市機能の確保の観点から、地域特性に対応する計画的な整備の検討を進めます。

《 水洗化の促進 》

- ・周辺環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備区域内の早期供用開始と水洗化を促進し、公共下水道事業の投資効果と環境衛生向上の促進を図ります。

《 合併処理浄化槽の設置 》

- ・公共下水道事業計画区域外における生活環境の向上、公共用水域の水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置を促進し、公共下水道等との役割を分担しながら、地域の実情に応じた整備に努めます。

九頭竜川流域関連公共下水道

公共下水道		全体計画	事業認可計画
計画目標年次		令和 12 年（2030 年）	令和 2 年（2020 年）
排除方式		分流式	
処理区域面積（ha）		3,281	3,281
（九頭竜川流域下水道） 処理場	名称	九頭竜川浄化センター	
	処理能力（m ³ /日）	76,200	76,200
	処理方式	標準活性汚泥法	
	放流先	九頭竜川	

五領川公共下水道

公共下水道		全体計画	事業認可計画
計画目標年次		令和 12 年 (2030 年)	令和 5 年 (2023 年)
排除方式		分流式	
処理区域面積 (ha)		162	159
処理場	名称	五領川浄化センター	
	処理能力 (m ³ /日)	8,300	8,300
	処理方式	標準活性汚泥法	
	放流先	九頭竜川 (五領川第 1 雨水幹線)	

福井臨海特定公共下水道

公共下水道		全体計画
計画目標年次		令和 7 年度 (2025 年)
排除方式		分流式
処理区域面積 (ha)		830
処理場	名称	テクノポート福井浄化センター
	処理能力 (m ³ /日)	22,000
	処理方式	標準活性汚泥法
	放流先	日本海

(1) 都市防災の基本方針

- ・東日本大震災のような大規模な地震や、地球規模の気候変動等に伴う突然の豪雨による土砂崩れや河川の氾濫などが全国的に発生しており、大規模災害の未然防止などの対策について関心が高まっています。
- ・市民の生命、財産を災害から守ることは、都市づくりにおける基本的な課題であるため、地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」を基本コンセプトとした総合的な防災・減災対策の検証と環境を整備します。また、社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画内容を見直します。
- ・大規模な災害が発生した場合に、迅速に復興できるよう事前復興^(※)まちづくり計画の策定を検討します。

(2) 災害に強い都市づくりの方針

1) 災害に強い都市基盤の整備

●治山・治水対策の推進

- ・水源涵養機能の高い樹木の保全などの森林の適正な管理により、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害発生の防止に取り組みます。
- ・梅雨時期や台風、豪雨などの大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、竹田川、兵庫川、磯部川、八ヶ川支川北川の改修、龍ヶ鼻ダムの長寿命化対策、山間部や海岸部における崖崩れ発生危険箇所の補強や監視体制の強化など、豊かな自然との共生に向けた治山・治水対策を推進します。

●災害に強い市街地づくり

- ・避難場所までの避難路の確保、沿線家屋の耐震化・不燃化、狭あいな道路の拡幅などを促進し、災害に強い市街地の実現を目指します。
- ・建築物が密集した歴史的な街なみが地域の資源となっている地区では、市街地環境の維持に配慮しつつ、補完的な道路整備等により防災性を高めます。

●防災軸の構築

- ・災害発生時における救助や物資輸送のための路線として、また、ライフラインの収容空間、火災時の消火活動空間、延焼遮断空間としての道路の空間機能に配慮して道路整備を進めます。

●防災機能の強化

- ・電気、ガス、上下水道、道路、通信設備などのライフラインの確保や災害時の拠点となる学校などの公共施設の耐震化を進めます。
- ・嶺北消防組合や医療機関と連携して、高度救命処置用資機材の整備、高度救助用資機材の整備、消防署の整備、救急救命士の養成、高度な教育訓練を実施するなど、消防力を強化し救急救助体制の充実を図ります。

2) 自らの安全を守る防災体制の確立

●危機管理体制の強化

- ・地震・津波・水害など、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際、または発生する恐れがある場合に、市民の生命・身体などに対する被害の発生防止や軽減を図るため、危機管理体制を強化します。
- ・また、防災行政メール^(※)をはじめとする情報伝達体制や避難誘導體制などの整備を推進します。

●市民の防災意識の啓発

- ・市民の防災意識の向上のため、ハザードマップ^(※)の活用方法の周知を図り、自助・共助を促進するため、総合防災訓練を実施します。特に被害発生のおそれ大きな区域については、効果的な対策を地域住民とともに検討します。
- ・70年が経過した福井地震当時の各種被害の発生状況を再点検するなど、教訓を風化させることなく今後の都市防災、市民の意識啓発に繋がります。

●地域ぐるみの防災体制づくり

- ・災害発生時においては、自主防災組織や消防団などの地域組織の活動が重要な役割を担うことから、市内全域における自主防災組織の早期結成および消防団員の確保を図ります。
- ・併せて自主防災組織の育成、防災リーダーの養成に努め、地域住民の連携や災害時要援護者に対する避難誘導の支援、避難所の周知など、地域ぐるみによる助け合いや支え合いを醸成します。
- ・避難体制、避難経路の確認や防災訓練の実施など、地域の自主防災組織による主体的な防災活動を支援し、地域コミュニティの底上げによる防災体制の確立を図ります。

3) 災害危険区域に配慮した土地利用管理

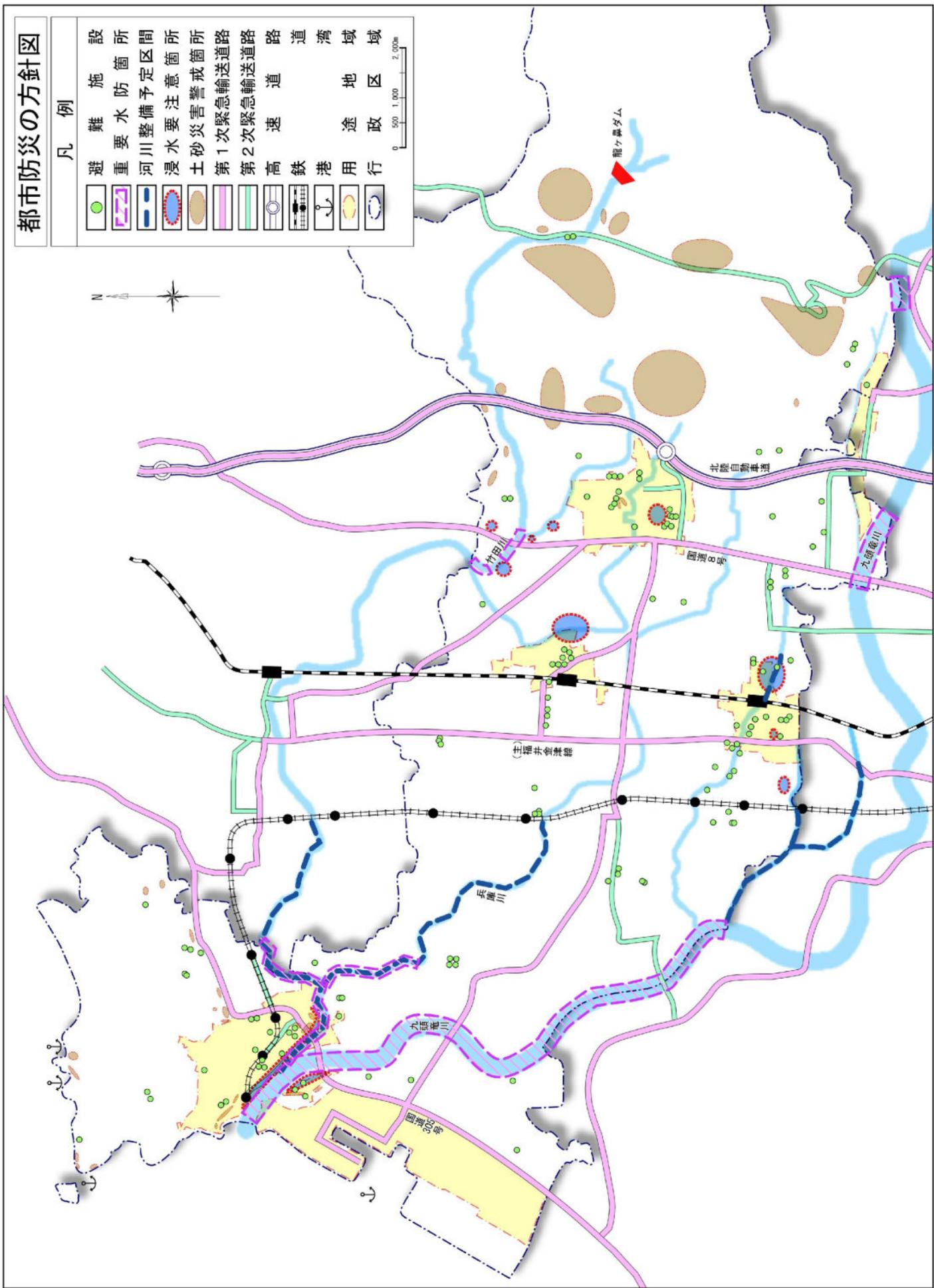
●都市的開発の誘導による災害リスクの回避

- ・治山・治水対策などによる災害時の被害軽減に加えて、災害リスクを回避する観点から、土砂災害危険区域等について、開発業者への指導、市民への災害リスクの周知徹底などを行います。

都市防災の方針図

凡例

	避難施設
	重要河川
	河川整備予定区間
	浸水要注意箇所
	土砂災害警戒箇所
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	高速道路
	鉄道
	港
	用途地区
	区域



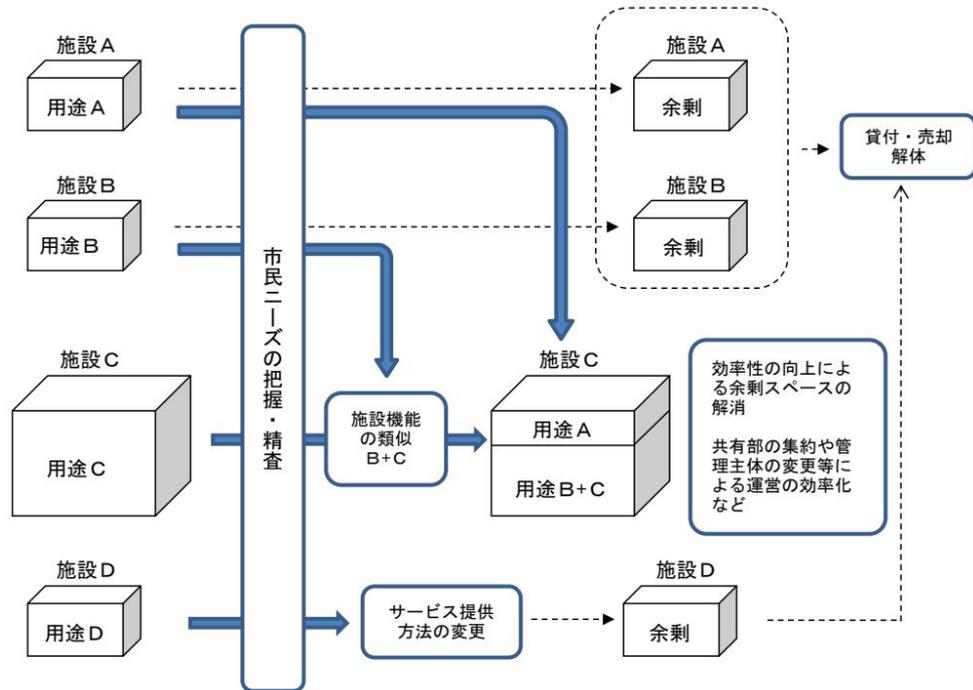
7

公共施設の配置・整備に関する方針

(1) 公共施設見直しの基本方針

●施設利用の効率性の向上

- ・事業の見直しや類似する機能を有する施設の統合など、ソフト・ハード両面から、施設としての効率性の向上を図ります。



施設利用の効率化イメージ

(出典：坂井市公共施設等総合管理計画^(※))

●施設の再配置

- ・施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上を図るため、旧町を超える広域的な利用範囲も視野に入れて施設や機能のバランスのとれた再配置を行います。

●施設総量の縮減

- ・総人口の減少や厳しい財政見通しなどのもと、今後40年間を見据えた長期的な取り組みにより、公共施設の総量（総延床面積）を縮減します。
- ・財政規模に見合った公共施設の運用を実現するため、計画期間30年間の縮減目標を「総延床面積を20%縮減（平成28年（2016年）3月末比）」とします。

(2) 公共施設の配置・整備方針

●市民サービスの維持・向上

- ・施設の再配置の検討にあたっては、サービス提供の対象エリア、公共交通や接道条件、周辺環境等の地域の特性を踏まえ、将来にわたり利便性の高い立地を選択することにより、市民サービスの拠点としての継続性を確保します。
- ・施設の複合化等にあたっては、施設内の用途のマッチングにより、新たな利用者同士の交流など、副次的効果の創出にも配慮した検討を行います。

●公共施設マネジメントシステム^(※)の着実な運用

- ・資産経営の最適化を図るため、資産データを一元管理し活用するとともに、各施設について「資産の総合評価」を行い、評価結果に基づく利用調整から施設の計画的保全までを総合的に行う仕組みとして、公会計管理台帳システム^(※)と公共施設マネジメントシステムを効果的に運用しています。
- ・施設ごとに利用状況や運営コストなどの現状を示した「資産カルテ」により、資産の「見える化」を図り、市民への的確な情報発信を行います。
- ・資産の総合評価により、各施設の状況を定量・定性の両面から総合的かつ多角的に評価することで、施設の見直しの必要性や見直しの方向性を示します。

●計画的な保全の推進

- ・施設の見直しについて検討した結果、将来にわたり継続利用すべき施設については、保全の優先度を考慮し、効果的な予算配分を図ります。
- ・施設の計画的な保全の推進など、施設の長寿命化とライフサイクルコスト^(※)の最適化に向けた取り組みを進めます。
- ・施設の計画的な保全にあたっては、法令等に基づく定期点検や日常点検に加え、改修を行う場合には劣化状況等を詳細に調査するなど、施設の状態を的確に把握します。

●民間活力の導入

- ・民間施設の活用など公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図ります。
- ・官民の役割分担を明確にし、PPP^(※)／PFI^(※)などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。